

第三者評価表〔公表用〕

| | |
|--------|------------------------|
| 施設名 | 富山新港元気の森公園 |
| 指定管理者 | トナミグリーン・富山岸グリーンサービス企業体 |
| 指定管理期間 | 令和4年4月1日～令和9年3月31日 |
| 評価対象年度 | 令和4年度、令和5年度 |
| 所管課 | 港湾課 |

評価年月： 令和6年 10月

| 評価項目 | | | 評価委員会 評価 (委員平均) |
|--|----------------------------------|---|-----------------------|
| 1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号) | 県民の平等な利用の 確保 | 県民の平等な利用が確保されているか | 2.0 |
| 2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号) | 施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上 | 管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか | 2.0 |
| | | 施設が多くの県民の利用に供されているか | 2.0 |
| | | サービス向上に向けた取組みが実施されているか | 2.0 |
| | | 利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか | 2.2 |
| | | 施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか | 2.2 |
| | | 利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか | 2.0 |
| | | 個人情報の確実な保護対策がとられているか | 2.0 |
| | | 施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか | 2.0 |
| 3 施設の効率的な管理(条例 第4条第2号) | 施設に係る経費節減策 (収支状況) | 収支状況に問題はないか | 2.0 |
| 4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号) | 指定管理者の財政的 基礎及び信用力 | 指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持 しているか | 2.0 |
| | 指定管理者の人的構 成 | 施設の機能を十分に発揮した 管理運営を実施できる組織 体制、職員数、職員構成(資 格、経験など)、が確保され ているか(防災・防犯及び災 害・事故等緊急時の体制を 含む) | 2.0 |
| | | 職員の指導育成、研修体制 は十分か | 2.0 |
| 総合評価 | | | A |

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

| | |
|----------------------|---|
| 特に評価する点 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との良好な関係が形成されている。 ・他のパークゴルフ場とは違う曜日を休園日にしたり、各種イベント、月例会、スポンサー杯を開催するなど利用者増加に努めている。 ・グループ企業のノウハウも活かし、保守作業は適切に行われている。 ・利用者からの要望(苦情)に対し、真摯に対応している。 ・冬場はこまめにブログで情報発信を行い、利用促進に向けた広報に取り組んでいる。 |
| 改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化による利用者減への対策のため、若い世代を取り込む工夫が必要である。 ・当地区は沿岸部にあり、地震の被害もさることながら、津波発生時における利用者、従業員の安全確保を図る必要がある。津波などの防災対策や避難誘導など、利用者や従業員の命を守るための具体的な計画を策定し、継続的に訓練を実施してほしい。 ・昨今の猛暑により夏場の利用者が減っているものと思慮されるため、引き続きの猛暑対策をご検討されたい。 |

所管課による管理運営確認状況

| | |
|----------------------------|---|
| 定期報告の受理状況は適切か | ・毎月1回(年12回)の定期報告書の受理、確認がなされている。 |
| 担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか | ・適宜確認されている。 |
| 指定管理者との連携状況は適切か | ・適切に連携されている。 |
| モニタリングは適切に実施されているか | ・年1回のモニタリング調査を実施し、港湾課による確認と状況把握は適切に実施されている。 |